

○国立大学法人上越教育大学における物品購入等契約に係る取引 停止等の取扱要項

(平成22年3月30日学長裁定)

(目的)

第1条 国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）における建設工事及び設計・コンサルティング業務を除く物品の購入及び製造，役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し，取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては，この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において，「取引停止」とは，一般競争契約における競争参加の停止，指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置等)

第3条 学長は，国立大学法人上越教育大学契約事務取扱規程（平成16年度規程第62号。以下「規程」という。）第6条第1項又は第2項の規定により一般競争参加者の資格を得た者，規程第6条第5項の規定により指名競争参加者の資格を得た者又はその他の者（以下「業者」という。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは，情状に応じて別表各号及び第4条の定めるところにより期間を定め，購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 学長は，前項の決定を行う場合は，その都度，国立大学法人上越教育大学契約審査委員会の意見を聴取するものとする。

3 学長は，第1項に規定するもののほか，文部科学省において，購入等契約に関し取引停止の措置が講じられた場合は，本法人における購入等契約においても同様の措置を講ずるものとする。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は，当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3か年を経過するまでの間に，別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は，当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 前項のうち，取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合における取引停止の始期は，当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

4 学長は，別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する業者について，極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため，別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定めることが適当と認めるときは，取引停止の期間を必要と認める期間とすることができる。

5 学長は，取引停止の期間中の業者について，情状酌量すべき特別の事由が明らかとなったときは，取引停止の期間を短縮することができる。

6 学長は，取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとな

ったと認めるときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

7 学長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別な事情があると認められる事案に限り、取引の相手方とすることができる。

(指名等の取消し)

第5条 学長は、取引停止を行った業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

2 学長は、取引停止を行った業者から、現に入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され、開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取り消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第6条 学長は、取引停止の期間中の業者が本法人の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請けしている場合は、この限りでないものとする。

(取引停止措置等の通知)

第7条 学長は、第3条の規定による取引停止及び第5条の規定による指名等の取消し又は第4条第5項から第7項の規定による取引停止の解除等をしたときは、直ちに当該業者に対し、取引停止の期間、取引停止の内容及びその理由その他必要事項を通知するものとする。

(警告又は注意の喚起)

第8条 学長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）
取引停止措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(1) 虚偽記載 本法人の発注する購入等契約に係る一般競争契約及び指名競争契約において、一般競争（指名競争）参加資格申請書（以下「申請書」という。）、申請書に添付する資料その他、入札前の調査資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(2) 過失による粗雑な契約履行 本法人の発注する購入等契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。)</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(3) 契約違反 (2)に掲げる場合のほか、本法人の発注する購入等契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(4) 贈賄（本法人の役員又は職員に対する贈賄） 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本法人の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者、イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内</p>
<p>(5) 贈賄（他の公共機関の職員に対する贈賄） 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内</p>
<p>(6) 独占禁止法違反行為 ① 本法人が発注する購入等契約において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ② 他の国立大学法人及び官公庁等の発注する購入等契約において、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3か月以上9か月以内 2か月以上9か月以内</p>
<p>(7) 談合 業者である個人、業者の役員又はその使用人が、刑法（明治40年法律第45号。以下「刑法」という。）第96条の3に規定する談合又は競売入札妨害の容疑により、逮捕され又は逮捕を経ない公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内</p>

<p>(8) 不正又は不誠実な行為 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(9) その他 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により、公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>